

別紙① 介護老人福祉施設 第二松寿園 利用料金表 多床室 (令和3年8月改定)

介護サービス費 ※下記は1割負担者の金額となります。

要介護度	基本単価	1日 (諸加算を含む)	1ヶ月(30日) (諸加算を含む)
要介護 1	573	648 円	19,490 円
要介護 2	641	716 円	21,530 円
要介護 3	712	787 円	23,660 円
要介護 4	780	855 円	25,700 円
要介護 5	847	922 円	27,710 円

① 円

食費

負担限度段階	1日	1ヶ月(30日)
第4段階	1,445 円	43,350 円
第3段階②	1,360 円	40,800 円
第3段階①	650 円	19,500 円
第2段階	390 円	11,700 円
第1段階	300 円	9,000 円

② 円

居住費

負担限度段階	1日	1ヶ月(30日)
第4段階	855 円	25,650 円
第3段階②	370 円	11,100 円
第3段階①	370 円	11,100 円
第2段階	370 円	11,100 円
第1段階	320 円	9,600 円

③ 円

① + ② + ③ = 円/月

◎介護サービス費加算内訳 (☑の加算は、上記金額に含む。)

1. 日常生活継続支援加算(I)	☑	36 円/日
2. 看護体制加算(I)ロ	☑	4 円/日
3. 看護体制加算(II)ロ	☑	8 円/日
4. 夜勤職員配置加算Ⅲ(ロ)	☑	16 円/日
5. 栄養マネジメント強化加算	☑	11 円/日
6. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	☑	50 円/月
7. 口腔衛生管理加算	□	110 円/日
8. 個別機能訓練加算Ⅰ	□	12 円/日
9. 個別機能訓練加算Ⅱ	□	20 円/月
10. 初期加算	□	30 円/日
11. 経口移行加算	□	28 円/日
12. 経口維持加算Ⅰ	□	400 円/月
13. 経口維持加算Ⅱ	□	100 円/月
14. 療養食加算	□	6 円/回
15. 看取り介護加算Ⅰ(死亡日以前31~45日)	□	72 円/日
看取り介護加算Ⅰ(死亡日以前4~30日)	□	144 円/日
看取り介護加算Ⅰ(死亡日の前日・前々日)	□	680 円/日
看取り介護加算Ⅰ(死亡日)	□	1,280 円/日
16. 再入所時栄養連携加算	□	200 円/回
17. 介護職員処遇改善加算(I)	★	8.3 %/月
18. 介護職員特定処遇改善加算(I)	★	2.7 %/月

◎食費と居住費の負担限度について

第4段階	市町村民税、本人もしくは世帯課税の方が対象です。
第3段階②	市町村民税非課税世帯の方で、年金収入額及びその他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下の方が対象です。
第3段階①	市町村民税非課税世帯の方で、年金収入額及びその他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下、かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下の方が対象です。
第2段階	市町村民税非課税世帯の方で、年金収入額及びその他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下の方が対象です。
第1段階	生活保護受給者等が対象です。

◎高額介護サービス費について

*現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方(※3)	44,400円/月
*負担段階が第4段階該当者の方	37,200円/月
*負担段階が第3段階該当者の方	24,600円/月
*負担段階が第2段階該当者の方	15,000円/月
*負担段階が第1段階該当者の方	15,000円/月

※3 世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合であって、世帯年収520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)。年収が770万円以上の場合は、自己負担の上限額がさらに引き上がります。

※ 7~16は、該当者のみ算定されます。

※ ★17、18は、1ヶ月の介護サービス費(加算含む)の合計から別途加算されます。

別紙① 介護老人福祉施設 第二松寿園 利用料金表 個室 (令和3年8月改定)

介護サービス費 ※下記は1割負担者の金額となります。

要介護度	基本単価	1日 (諸加算を含む)	1ヶ月(30日) (諸加算を含む)
要介護 1	573	648 円	19,490 円
要介護 2	641	716 円	21,530 円
要介護 3	712	787 円	23,660 円
要介護 4	780	855 円	25,700 円
要介護 5	847	922 円	27,710 円

① 円

食費

負担限度段階	1日	1ヶ月(30日)
第4段階	1,445 円	43,350 円
第3段階②	1,360 円	40,800 円
第3段階①	650 円	19,500 円
第2段階	390 円	11,700 円
第1段階	300 円	9,000 円

② 円

居住費

負担限度段階	1日	1ヶ月(30日)
第4段階	1,171 円	35,130 円
第3段階②	820 円	24,600 円
第3段階①	820 円	24,600 円
第2段階	420 円	12,600 円
第1段階	320 円	9,600 円

③ 円

① + ② + ③ = 円/月

◎介護サービス費加算内訳 (☑の加算は、上記金額に含む。)

1. 日常生活継続支援加算(Ⅰ)	☑	36 円/日
2. 看護体制加算(Ⅰ)ロ	☑	4 円/日
3. 看護体制加算(Ⅱ)ロ	☑	8 円/日
4. 夜勤職員配置加算Ⅲ(ロ)	☑	16 円/日
5. 栄養マネジメント強化加算	☑	11 円/日
6. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	☑	50 円/月
7. 口腔衛生管理加算	□	110 円/日
8. 個別機能訓練加算Ⅰ	□	12 円/日
9. 個別機能訓練加算Ⅱ	□	20 円/月
10. 初期加算	□	30 円/日
11. 経口移行加算	□	28 円/日
12. 経口維持加算Ⅰ	□	400 円/月
13. 経口維持加算Ⅱ	□	100 円/月
14. 療養食加算	□	6 円/回
15. 看取り介護加算Ⅰ(死亡日以前31~45日)	□	72 円/日
看取り介護加算Ⅰ(死亡日以前4~30日)	□	144 円/日
看取り介護加算Ⅰ(死亡日の前日・前々日)	□	680 円/日
看取り介護加算Ⅰ(死亡日)	□	1,280 円/日
16. 再入所時栄養連携加算	□	200 円/回
17. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	★	8.3 %/月
18. 介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	★	2.7 %/月

◎食費と居住費の負担限度について

第4段階	市町村民税、本人もしくは世帯課税の方が対象です。
第3段階②	市町村民税非課税世帯の方で、年金収入額及びその他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下の方が対象です。
第3段階①	市町村民税非課税世帯の方で、年金収入額及びその他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下、かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下の方が対象です。
第2段階	市町村民税非課税世帯の方で、年金収入額及びその他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下の方が対象です。
第1段階	生活保護受給者等が対象です。

◎高額介護サービス費について

*現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方(※3)	44,400円/月
*負担段階が第4段階該当者の方	37,200円/月
*負担段階が第3段階該当者の方	24,600円/月
*負担段階が第2段階該当者の方	15,000円/月
*負担段階が第1段階該当者の方	15,000円/月

※3 世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合であって、世帯年収520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)。年収が770万円以上の場合は、自己負担の上限額がさらに引き上がります。

※ 7~16は、該当者のみ算定されます。

※ ★17、18は、1ヶ月の介護サービス費(加算含む)の合計から別途加算されます。